

議案第 38 号

輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の制定について
輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則を次のように定める。

平成 25 年 6 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。第 3 条第 1 項において「法」という。)第 27 条の規定に基づき、輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象事務)

第 2 条 点検及び評価の対象とする事務は、毎年度において策定する教育行政の基本方針及び基本目標に基づく主要施策に係る事務のうち、点検及び評価を行う必要があると認める事務として教育委員会が選定したものとする。

(教育事務点検評価委員の設置)

第 3 条 点検及び評価を行うに当たって、法第 27 条第 2 項に規定する知見の活用を図るため、教育事務点検評価委員を置く。

2 教育事務点検評価委員は、2 人以内とし、教育に関して学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 3 教育事務点検評価委員の任期は、2年とする。
- 4 教育事務点検評価委員は、再任されることができる。

(所掌事務)

第4条 教育事務点検評価委員は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の事務の管理及び執行について意見を述べる。

(報告書の作成等)

第5条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、輪島市議会に提出するとともに、輪島市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(庶務)

第6条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

提案理由

「教育事務に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施するに当たって、学識経験者の知見の活用を図ること等必要な事項を定めるため。